

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和 3年 4月
宮城県 白石市

目次

1	ガイドライン策定の背景及び目的	1
2	設計変更の基本事項	2
3	設計変更手続フロー	4
4	設計変更の具体例	5
5	関連事項	11
6	参考資料	13

1. ガイドライン策定の背景及び目的

市では、市民の生活や経済活動の基盤となる道路、上水道、下水道、公園等の様々な社会資本や公共施設を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。地形、地質、天候等の自然条件のほか、騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中でこれらの工事を完成させるため、必要な調査、検討を実施し、精査した上で工事発注を行っていますが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合が多くあります。

本ガイドラインは、公共工事の品質確保の促進に関する法律や工事請負契約書等を踏まえ、市が発注する建設工事等において、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、発注者と受注者が相互に設計変更の正しいルールを理解するとともに設計変更の円滑化及び適正化を推進することを目的にしています。

2. 設計変更の基本事項

(1) 設計変更の対象とならないケース

下記の場合は原則として設計変更はできません。(ただし、災害時等緊急の場合はこの限りではありません。【工事請負契約書第26条(臨機の措置)】)

- ①設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- ②発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- ③「承諾」で施工した場合
- ④工事請負契約書・宮城県共通仕様書(土木工事編Ⅰ及びⅡ)に定められている所定の手続を経ていない場合(契約書第18条から第24条まで、宮城県共通仕様書1-1-13から1-1-15まで)

承諾：受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得るもの
→設計変更不可

協議：発注者と書面により対等な立場で合意して、発注者の「指示」によるもの
→設計変更可能

(2) 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては、所定の手続を踏むことにより設計変更が可能です。

◆工事請負契約書第18条(条件変更等)に該当

- ①図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合(これらの優先順位が定められていない場合)
- ②設計図書に誤り又は脱漏がある場合
- ③設計図書の表示が明確でない場合
- ④設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- ⑤設計図書で明示されていない施工条件について、予期することの出来ない特別な状態が生じた場合

◆工事請負契約書第19条(設計図書の変更)に該当

- ①発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合

◆工事請負契約書第20条（工事の中止）に該当

- ①受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合
- ②発注者が、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合

◆その他

- ①受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
- ②受注者の責めによらない工期の延期・短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき

(3) 変更の指示・設計変更にあたっての留意事項

◆発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成するとともに、変更の必要がある場合は受注者に対して書面により指示を行います。

- ①当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ②設計変更を行う必要が生じた場合は、当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、必要な指示・協議等は書面で行う（契約書第1条第5項）。
- ③受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行う（契約書第18条第2項）。
- ④設計変更後の請負金額や工期は、受注者と協議の上、決定する（契約書第23条、第24条）。
- ⑤設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な変更にあつては、工期の末日又は会計年度の末日までに契約変更を締結することができるものとする（白石市建設工事等設計変更事務取扱要綱第5条）。

◆受注者の留意事項

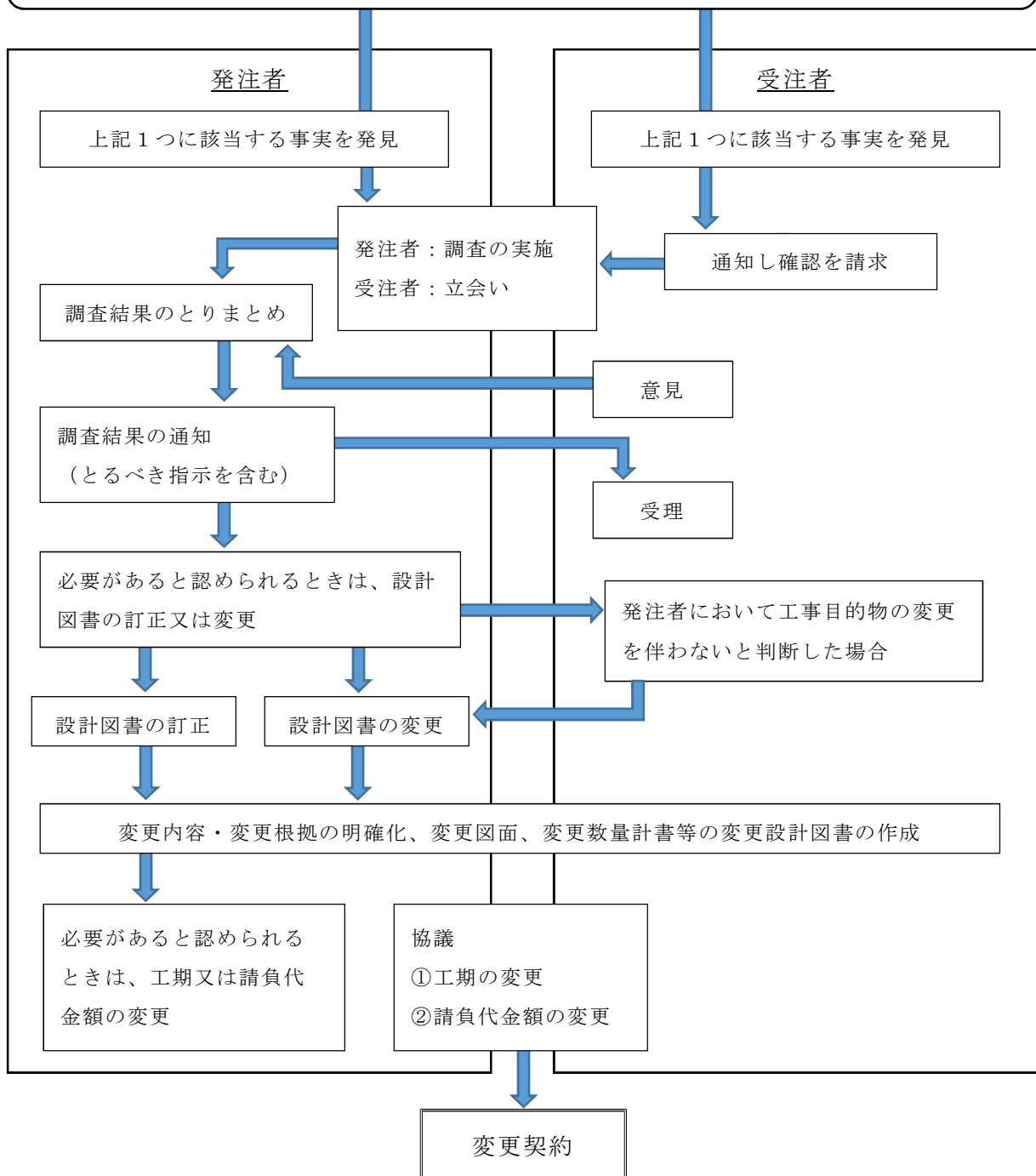
受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、施工にあたっては、発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。

- ①設計図書と工事現場の相違がある、必要な条件明示がされていない等、施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに監督職員に通知する（契約書第18条第1項）。
- ②数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する（独自の判断で施工しない）。

3. 設計変更手続フロー

- ① 図面、仕様書、現場説明書、現場説明等に対する質問回答書が一致しないとき
- ② 設計図書に誤り又は脱漏があるとき
- ③ 設計図書の表示が明確でないとき
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実態の工事現場が一致しないとき
- ⑤ 設計図書で示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき

(工事請負契約書第18条第1項)



4. 設計変更の具体例

(1) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続

【工事請負契約書第18条第1項第2号】

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要があります。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきです。

具体例

- ①条件明示の必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の明示がない場合
- ②条件明示の必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の明示がない場合
- ③条件明示の必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての明示がない場合

発注者

発注者は第18条第4項又は第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）。

受注者

契約書第18条第1項第2号（条件変更）に基づき、その旨を直ちに監督職員に通知。

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき「協議」により工期又は請負代金額を定める。

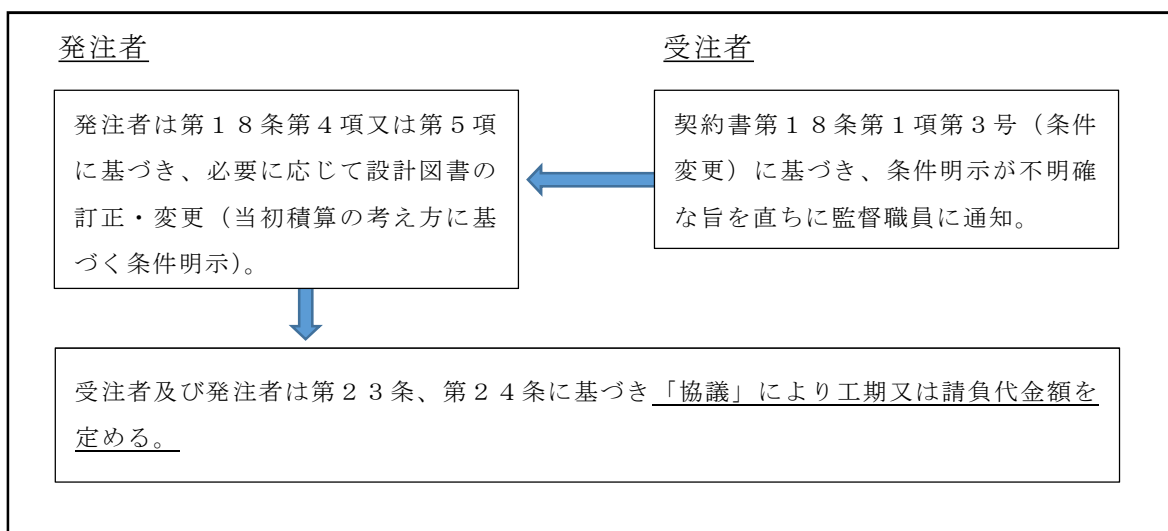
(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続

【工事請負契約書第18条第1項第3号】

設計図書の表示が明確でない場合とは、表示が不十分、不正確、不明確で、どのように施工してよいか判断がつかない場合等のことです。この場合においても、受注者が勝手に判断して施工することは不適當です。

具体例

- ①土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- ②使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない場合



(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続【工事請負契約書第18条第1項第4号】

自然条件とは、たとえば、掘削する地山の高さ、地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、流木等の除去すべき物の有無等です。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等があげられます。

具体例

- ①設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- ②設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ③設計図書に明示された交通整理員の人員構成が規制図と一致しない場合
- ④前頁の手続により行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- ⑤その他新たな制約が発生した場合

発注者

調査の結果、その事実が確認された場合は、第18条第4項又は第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更。

受注者

契約書第18条第1項第4号（条件変更）に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督職員に通知。

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき「協議」により工期又は請負代金額を定める。

(4) 工事中止の場合の手続【工事請負契約書第20条第1項】

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ又は工事現場の状態が変動したため、受注者が施工できないと認められる場合の手続は、次のとおりです。

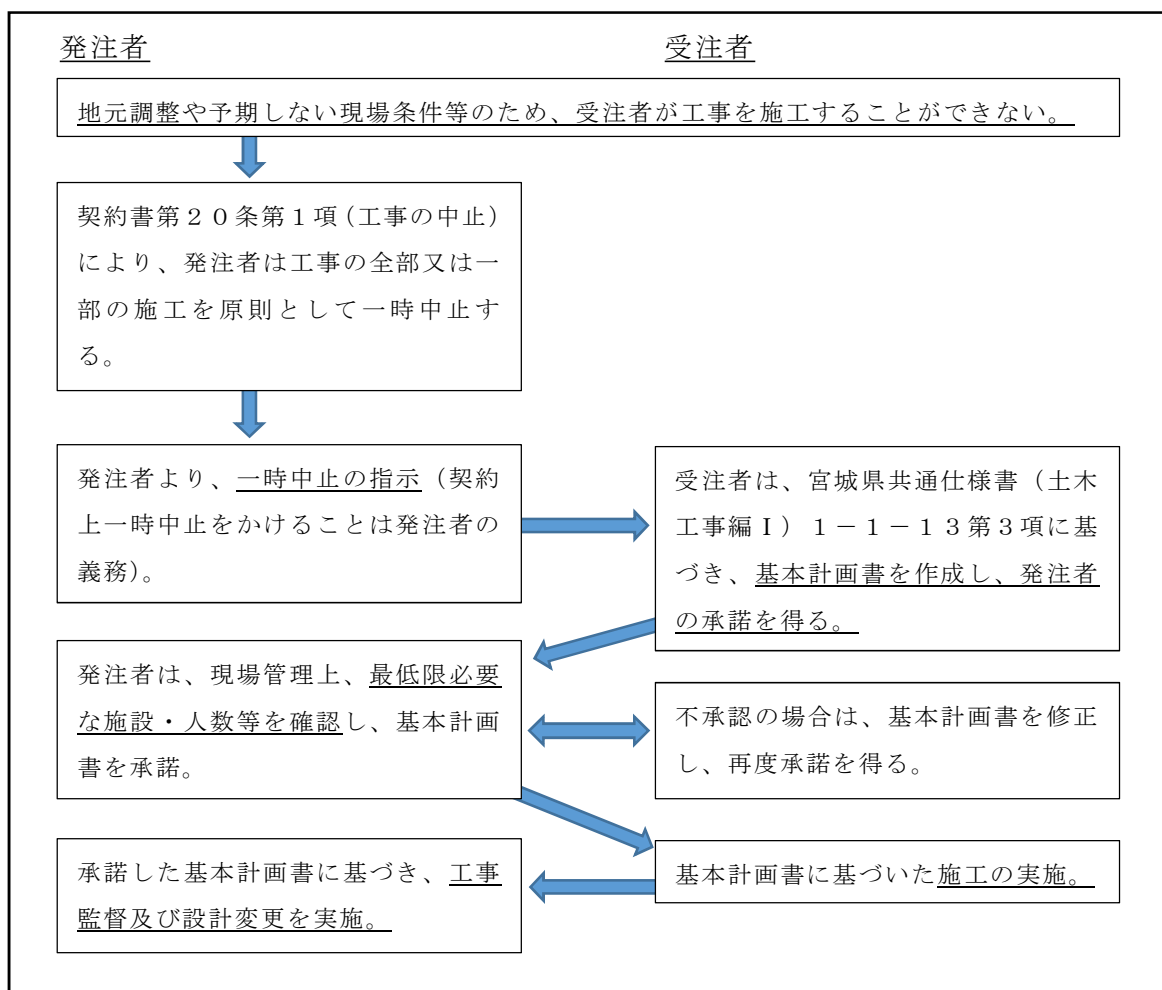
具体例

○工事用地等の確保ができない場合

- ①発注者の義務である工事用地等の確保が行われておらず施工ができない場合
- ②管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ③設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる場合

○自然的又は人為的な事象により工事を施工できない場合

- ①地中障害物・埋設物の調査及び処理を行う必要が生じた場合
- ②埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた場合
- ③妨害活動を行う者による工事現場の占拠又は著しい威嚇行為があった場合
- ④豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合

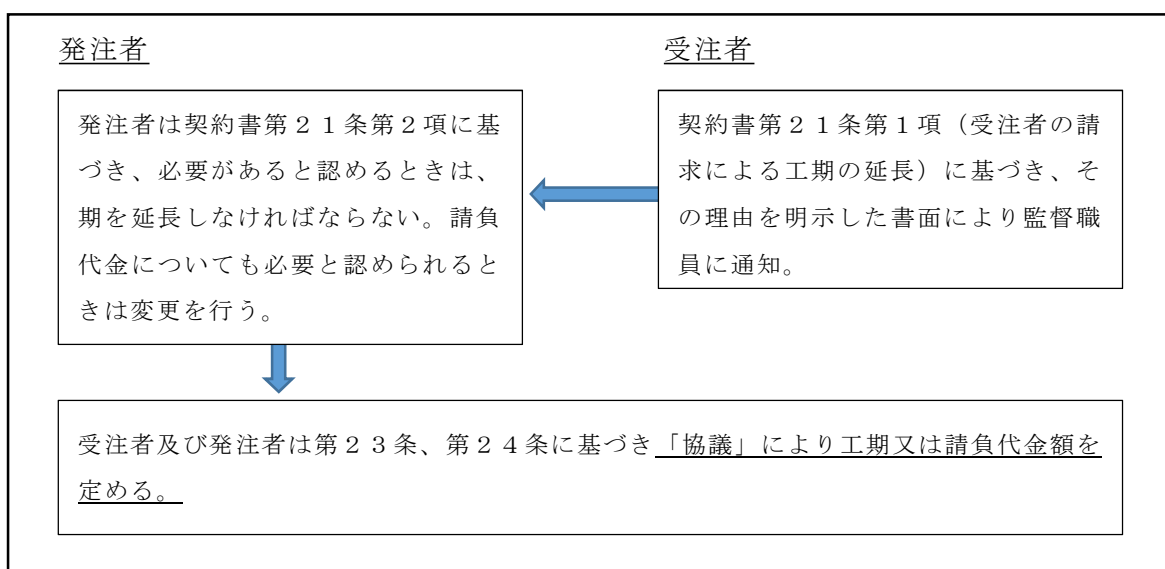


(5) 受注者からの請求による工期の延期【工事請負契約書第21条】

受注者は、天候不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へ、理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができます。

具体例

- ①天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- ②設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工事の延長が生じた場合
- ③その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延期が生じた場合

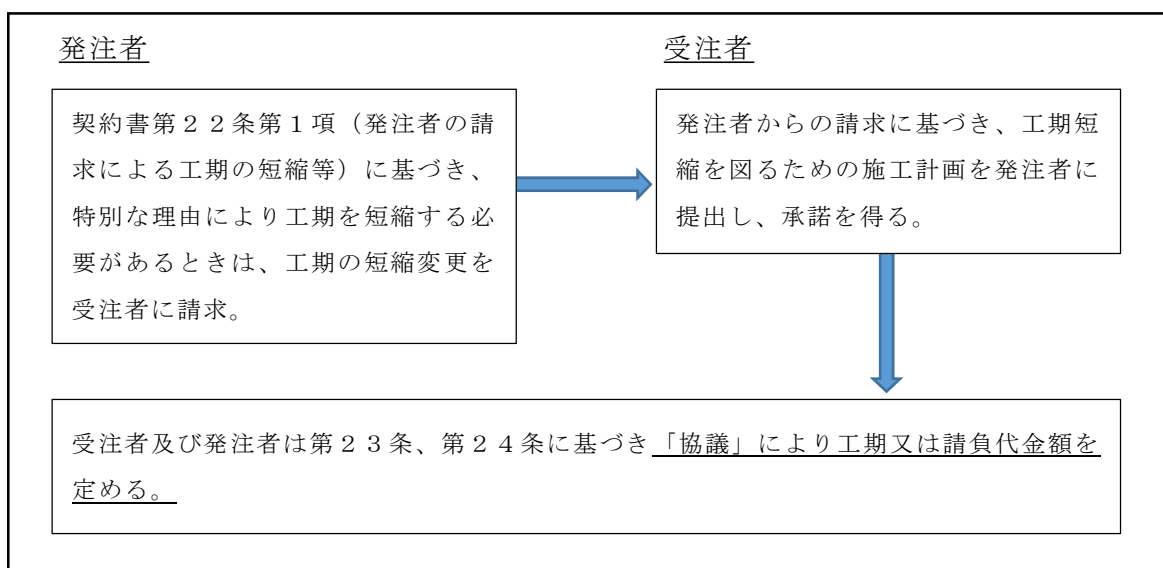


(6) 発注者からの請求による工期の短縮【工事請負契約書第22条】

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができます。

具体例

- ① 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ② その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合



5. 関連事項

(1) 「設計図書の照査」の範囲

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲としては、以下のものがあげられます。

- 設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認
 - ①数量計算書と設計書の内容の整合性
 - ②構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認
 - ③設計図書・数量計算書に記載ミス、計算ミスが無いかどうかの確認
- 設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認
 - ①設計図書のとおり構造物を作ることができるかどうかの確認
 - ②縦横断図の地盤線、現地盤線の確認、その修正等
 - ③当初横断図の推定岩盤線、現地岩盤線の確認、その修正等
 - ④埋設物、支障物件等の現地確認

(2) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超える行為としては、以下のもの等が想定され、このような場合は、発注者がその費用を負担します。

- 新たに設計図の作成が必要なもの
 - ①現地測量の結果、縦横断計画等を新たに作成する必要があるもの
 - ②維持修繕等の工事で、標準断面で発注し、工事において測量から設計まで行うもの
- 構造計算等が伴うもの
 - ①構造物の応力計算を伴う照査（ただし、二次製品を用いた工法を承諾で用いる場合等は除く。）
 - ②構造物の位置や計画高さ、載荷高さ、延長等が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの（設計業務の瑕疵について確認が必要）
 - ③構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの（設計業務の瑕疵について確認が必要）
 - ④基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
 - ⑤土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算
- その他
 - ①設計内容の確認、見直しの目的のために測量・地質調査を行うもの（品質管理のための調査は含まない。）

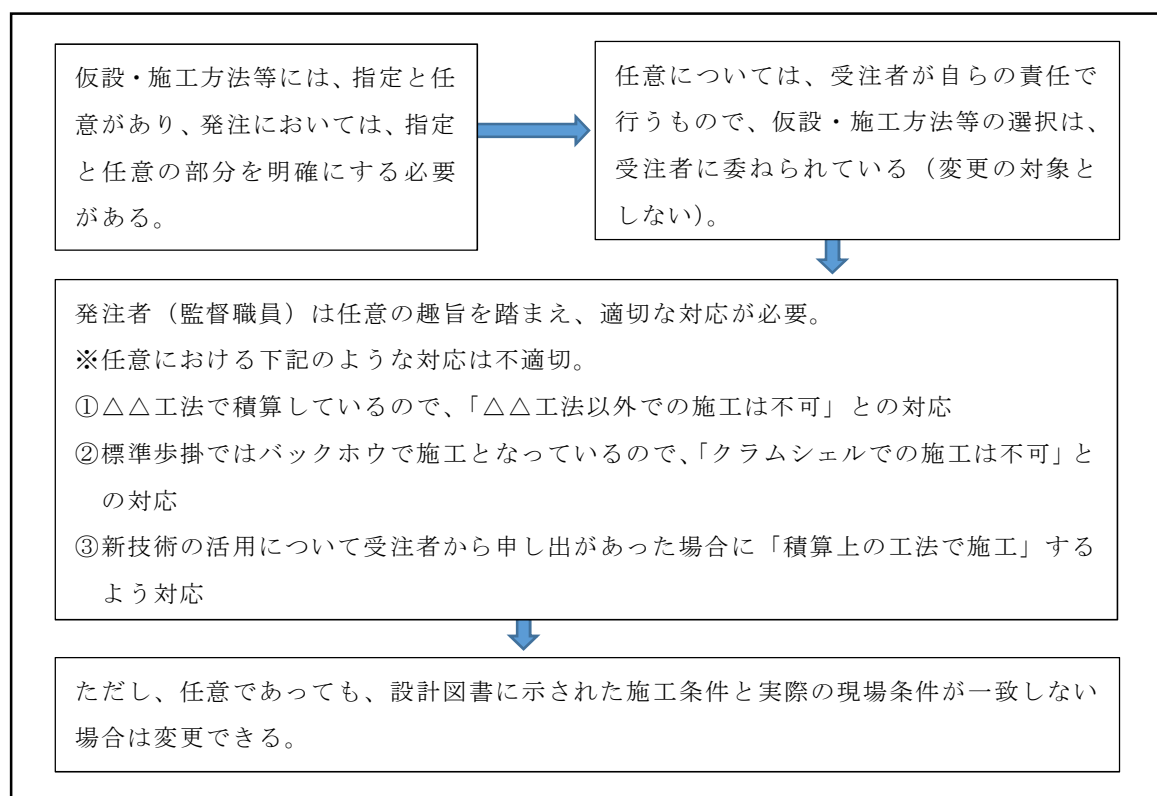
(3) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要があります。

任意については、その仮設・施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行い、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としません。ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できます。

【指定・任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	仮設・施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置づけ）。	仮設・施工方法等については具体的には指定しない（契約条件ではないが、参考図として標準工法を示すことがある）。
施工方法の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書の提出、修正等は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	指示により対象とする。	対象としない。
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	指示により対象とする。	指示により対象とする。



6. 参考資料

(1) 工事請負契約書抜粋

第1条（総則）

- 3 仮設、施工方法その工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

第9条（監督員）

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次の掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

第18条（条件変更等）

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書の変更）

発注者は前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

- 1 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第21条（受注者の請求による工期の延長）

- 1 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第22条（発注者の請求による工期の短縮等）

- 1 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第23条（工期の変更方法）

- 1 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第24条（請負代金額の変更方法等）

- 1 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第26条（臨機の措置）

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

（2）宮城県共通仕様書（土木工事編1）抜粋

第1編共通編

第1章 総則 第1節 総則

1-1-3 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書については、受注者が備えなければならない。

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

第3編 土木工事 共通編

第1章 総則 第1節 総則

1-1-6 数量の算出

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時まで監督職員に提示しなければならない。出来形測量の結果が設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。
なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

(3) 宮城県土木部 工事標準積算基準書 工事費の積算（共通仮設費） 抜粋

2-3 準備費

準備費として積算する内容で共通仮設率に含まれる部分

- (1) 準備及び後片付けに要する費用
 - (イ) 着手前の準備費用
 - (ロ) 施工期間中における準備、後片付け費用
 - (ハ) 完成時の後片付け費用
- (2) 調査・測量・丁張等に要する費用
 - (イ) 工事着手前の基準測量等の費用
 - (ロ) 縦・横断面図の照査等の費用
 - (ハ) 用地幅杭等の仮移設等の費用
 - (ニ) 丁張の設置等の費用
- (3) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段取り、すりつけ等に要する費用

2-7 技術管理費

技術管理費として積算する内容で共通仮設率に含まれる部分

- (1) 品質管理のための試験等に要する費用
- (2) 出来形管理のための測量等に要する費用
- (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

(4) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に係る疑義については、下記により入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながるようになります。

入札前

白石市入札参加心得第4（入札）

- 1 入札参加者は、この心得及び現場説明の際に配布された仕様書・図面等又は閲覧した仕様書・図面等を熟覧の上入札しなければならない。また、現場説明等において、仕様書・図面等について疑義があるときは、別に備えつける用紙に記載し、指定する日時までにその説明を求めることができる。

契約後

宮城県共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等

- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。